

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「教育公務員」とは、<u>地方公務員のうち、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第一条第七項に規定する<u>幼児連携型認定こども園</u>（以下「<u>幼児連携型認定こども園</u>」）をいう。）をいう。以下同じ。</u>（であつて地方公共団体が設置するもの（以下「<u>公立学校</u>」）をいう。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、<u>教員及び</u> <u>部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的</u> <u>教育職員をいう。</u></p> <p>2 この法律において「<u>教員</u>」とは、<u>公立学校</u>の教授、<u>准教授</u>、<u>助教</u>、<u>副校長</u>（副園長を含む。以下同じ。）、<u>教頭</u>、<u>主幹教諭</u>（<u>幼児連携型認定こども園</u>の<u>主幹養護教諭</u>及び<u>主幹栄養教諭</u>を含む。以下同じ。）、<u>指導教諭</u>、<u>教諭</u>、<u>助教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>養護助教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、<u>主幹保育教諭</u>、<u>指導保育教諭</u>、<u>保育教諭</u>、<u>助保育教諭</u>及び<u>講師</u>（<u>常時勤務の者及び地方公務員法</u>（昭和二十五年法律第二百六十一</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「教育公務員」とは、<u>地方公務員のうち、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第一条第一項に規定する総合こども園（以下「<u>総合こども園</u>」）をいう。）をいう。以下同じ。</u>（であつて地方公共団体が設置するもの（以下「<u>公立学校</u>」）をいう。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、<u>教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的</u> <u>教育職員をいう。</u></p> <p>2 この法律において「<u>教員</u>」とは、<u>公立学校</u>の教授、<u>准教授</u>、<u>助教</u>、<u>副校長</u>（副園長を含む。以下同じ。）、<u>教頭</u>、<u>主幹教諭</u>（<u>総合こども園</u>の<u>主幹養護教諭</u>及び<u>主幹栄養教諭</u>を含む。以下同じ。）、<u>指導教諭</u>、<u>教諭</u>、<u>助教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>養護助教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、<u>主幹保育教諭</u>、<u>指導保育教諭</u>、<u>保育教諭</u>、<u>助保育教諭</u>及び<u>講師</u>（<u>常時勤務の者及び地方公務員法</u>（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「教育公務員」とは、<u>地方公務員のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校であつて同法第一条に定める公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、<u>教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的</u> <u>教育職員をいう。</u></u></p> <p>2 この法律で「<u>教員</u>」とは、<u>前項の学校の教授</u>、<u>准教授</u>、<u>助教</u>、<u>副校長</u>（副園長を含む。以下同じ。）、<u>教頭</u>、<u>主幹教諭</u>、<u>指導教諭</u>、<u>教諭</u>、<u>助教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>養護助教諭</u>、<u>栄養教諭</u>及び<u>講師</u>（<u>常時勤務の者及び地方公務員法</u>（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。）をいう。</p>

号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第一項を除き、以下同じ。)をいう。

3)5 (略)

(採用及び昇任の方法)

第十一条 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校(幼保連携型認定こども園を除く。)にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長、大学附置の学校以外の公立学校(幼保連携型認定こども園に限る。)にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長が行つ。

(条件附任用)

第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に係る地方公務員法第二十一条第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

2 (略)

八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第一項を除き、以下同じ。)をいう。

3)5 (略)

(採用及び昇任の方法)

第十一条 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校(総合こども園を除く。)にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長、大学附置の学校以外の公立学校(総合こども園に限る。)にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長が行つ。

(条件附任用)

第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び総合こども園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に係る地方公務員法第二十一条第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

2 (略)

3)5 (略)

(採用及び昇任の方法)

第十一条 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行つ。

(条件附任用)

第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に係る地方公務員法第二十一条第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

2 (略)

(校長及び教員の給与)

第十三条 (略)

2 前項に規定する給与のうち地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第一項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

一 (略)

二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は幼保連携型認定こども園に勤務する校長及び教員

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権

者は、当該教諭等(政令で指定する者を除く。)( )に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)( )を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者(次項において「初任者」という。)( )の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)( )、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導

(校長及び教員の給与)

第十三条 (略)

2 前項に規定する給与のうち地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第一項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

一 (略)

二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は総合こども園に勤務する校長及び教員

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権

者は、当該教諭等(政令で指定する者を除く。)( )に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)( )を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者(次項において「初任者」という。)( )の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)( )、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導

(校長及び教員の給与)

第十三条 (略)

2 前項に規定する給与のうち地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第一項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

一 (略)

二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務する校長及び教員

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権

者は、当該教諭等(政令で指定する者を除く。)( )に対して、その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)( )を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者(次項において「初任者」という。)( )の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)( )、指導教諭、教諭又は講師のうちから、

保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教諭を命じるものとする。

3 指導教諭は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

(指導改善研修)

第二十五条の二 (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則(幼保連携型認定こども園にあつては、地方公共団体の規則)次項において同じ。( )で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聴かなければならない。

6・7 (略)

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(以下「主幹教諭等」という。)(で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位と

保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教諭を命じるものとする。

3 指導教諭は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

(指導改善研修)

第二十五条の二 (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則(総合こども園にあつては、地方公共団体の規則)次項において同じ。( )で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聴かなければならない。

6・7 (略)

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(以下「主幹教諭等」という。)(で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位と

指導教諭を命じるものとする。

3 指導教諭は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

(指導改善研修)

第二十五条の二 (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聴かなければならない。

6・7 (略)

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師(以下「主幹教諭等」という。)(で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学(短期大学を除く。

して定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

一 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としてしていること。

二（四）（略）  
2（略）

附則

（幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例）

第四条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の

して定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

一 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としてしていること。

二（四）（略）  
2（略）

附則

（幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例）

第四条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及びひ合同こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適

（の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

一 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）指導教諭、教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としてしていること。

二（四）（略）  
2（略）

附則

（幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例）

第四条 幼稚園及び特別支援学校の幼稚部（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この

規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

3 （略）

（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する十年経験者研修の特例）

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県

用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する総合こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

3 （略）

（幼稚園及び総合こども園の教諭等に対する十年経験者研修の特例）

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び総合こども園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員

場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会）は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

3 （略）

（幼稚園の教諭等に対する十年経験者研修の特例）

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

の教育委員会が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

会が、総合こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園及び総合こども園の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会に係る指導改善研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において「教育職員」とは、<u>学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第三項において「第一条学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第二条第七項に規定する</u>幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「所轄庁」とは、<u>大学附置の国立学校（国）（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）<u>第一条第一項に規定す</u></u></p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において「教育職員」とは、<u>学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第三項において「第一条学校」という。）並びに総合こども園法（平成二十四年法律第<u> 号</u>）<u>第一条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（総合こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。</u></u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「所轄庁」とは、<u>大学附置の国立学校（国）（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）<u>第二条第一項に規定す</u></u></p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「教育職員」とは、<u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律で「所轄庁」とは、<u>大学附置の国立学校（学校教育法第一条第一項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）又は公立学校</u></p>



る国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。以下同じ。

（又は公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（第一条学校に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（国及び地方公共団体以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長）をいう。

4・5 （略）

（免許）

第三条 （略）

2～4 （略）

5 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前

る国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。以下同じ。

（又は公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（第一条学校に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（総合こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（国及び地方公共団体以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の総合こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長）をいう。

4・5 （略）

（免許）

第三条 （略）

2～4 （略）

5 総合こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、総合こども園法の

の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、私立学校の教員にあつては都道府県知事をいう。

4・5 （略）

（免許）

第三条 （略）

2～4 （略）

5 （新設）

の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。

定めるところによる。

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校(中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ことの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状)に区分する。

2 普通免許状は、学校(中等教育学校及び総合こども園を除く。)の種類ことの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状)に区分する。

2 普通免許状は、学校(中等教育学校を除く。)の種類ことの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状)に区分する。

3 特別免許状は、学校(幼稚園、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ことの教諭の免許状とする。

3 特別免許状は、学校(幼稚園、中等教育学校及び総合こども園を除く。)の種類ことの教諭の免許状とする。

3 特別免許状は、学校(幼稚園及び中等教育学校を除く。)の種類ことの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校(中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ことの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校(中等教育学校及び総合こども園を除く。)の種類ことの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校(中等教育学校を除く。)の種類ことの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5・6 (略)

5・6 (略)

5・6 (略)

(証明書の発行)

第七条 (略)

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所

(証明書の発行)

第七条 (略)

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所

(証明書の発行)

第七条 (略)

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所

轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人等（学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号））第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号））第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならぬ。

3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立学校又は公立学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の園長を含む。）の意見を聞かなければならぬ。

4・5 (略)

(報告)

轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人等（学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号））第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号））第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は適合設置法人（総合こども園法第七条第一項に規定する適合設置法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の理事長（適合設置法人にあつては、その適合設置法人を代表する権限を有する者。附則第十四項及び別表第三備考第二号において同じ。）は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならぬ。

3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立学校又は公立学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長（幼稚園及び総合こども園の園長を含む。）の意見を聞かなければならぬ。

4・5 (略)

(報告)

轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号））第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならぬ。

3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立学校又は公立学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長（幼稚園の園長を含む。）の意見を聞かなければならぬ。

4・5 (略)

第十四条の一 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

第二十二條 第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員（幼保連携型認定こども園の教員を除く。次項において同じ。）に任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附則

14 第七条第二項及び別表第三備考第一号の私立学校を設置する学校法人等の理事長には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この

第十四条の一 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

第二十二條 第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員（総合こども園の教員を除く。次項において同じ。）に任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附則

14 第七条第二項及び別表第三備考第二号の私立学校を設置する学校法人等の理事長には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）及び総合こども園法附則第四条の規定により総合こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等

（報告）  
第十四条の一 学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

第二十二條 第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員に任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附則

14 第七条第二項、附則第五項の表備考第一号及び別表第三備考第一号の私立学校を設置する学校法人の理事長には、当分の間、学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）を含むものとする。

項及び附則第十九項において「認定こども園法一部改正法」という。）(附則第二条第一項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設置者(学校法人及び社会福祉法人を除く。以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。))及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者並びにみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び同項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとする。

15 養護教諭の免許状を有する者(三年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。)(で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校(幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。)(において、保健の教科の領域に係る事項(小学校又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの)の教授を担任する教諭又は講師と

以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者及び同法附則第四条の規定により総合こども園を設置する者を含むものとする。

15 養護教諭の免許状を有する者(三年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。)(で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校(幼稚園及び総合こども園を除く。)(において、保健の教科の領域に係る事項(小学校又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの)の教授を担任する教諭又は講師となることが

15 養護教諭の免許状を有する者(三年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。)(で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校(幼稚園を除く。)(において、保健の教科の領域に係る事項(小学校又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの)の教授を担任する教諭又は講師となることができる。

なることができる。

19 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合には、学力及び実務の検定は、認定ことも園法一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若し

でできる。

19 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合には、学力及び実務の検定は、総合ことも園法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第

（新設）

くは附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

別表第三 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有するこ とを必要 とする第 一欄に掲 げる教員 (当該学 校の助教 諭を含む 。第三欄 において 同じ。) の免許状 の種類	第一欄に定 める各免許 状を取得し た後、第一 欄に掲げる 教員又は当 該学校の主 幹教諭(養 護又は栄養 。第三欄 の指導及び 管理をつか さざる主幹 教諭を除く 。)、指導 教諭若しく は講師(こ れらに相当	第一欄に定 める各免許 状を取得し た後、大学 において修 得すること を必要とす る最低単位 数

十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

別表第三 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有するこ とを必要 とする第 一欄に掲 げる教員 (当該学 校の助教 諭を含む 。第三欄 において 同じ。) の免許状 の種類	第一欄に定 める各免許 状を取得し た後、第一 欄に掲げる 教員又は当 該学校の主 幹教諭(養 護又は栄養 。第三欄 の指導及び 管理をつか さざる主幹 教諭を除く 。)、指導 教諭若しく は講師(こ れらに相当	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、大学 において修 得すること を必要とす る最低単位 数

別表第三 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有するこ とを必要 とする第 一欄に掲 げる教員 (当該学 校の助教 諭を含む 。第三欄 において 同じ。) の免許状 の種類	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、第一 欄に掲げる 教員又は当 該学校の主 幹教諭(養 護又は栄養 。第三欄 の指導及び 管理をつか さざる主幹 教諭を除く 。)、指導 教諭若しく は講師(こ れらに相当	第一欄に定 める各免許 状を取得し た後、大学 において修 得すること を必要とす る最低単位 数

する中等教  
育学校の前  
期課程又は  
後期課程及  
び特別支援  
学校の各部  
の教員を含  
み、幼稚園  
教諭の専修  
免許状、一  
種免許状又  
は二種免許  
状の授与を  
受けようと  
する場合に  
あつては、  
幼保連携型  
認定こども  
園の主幹保  
育教諭、指  
導保育教諭  
、保育教諭  
又は講師を  
含む。）と  
して良好な  
成績で勤務

する中等教  
育学校の前  
期課程又は  
後期課程及  
び特別支援  
学校の各部  
の教員を含  
み、幼稚園  
教諭の専修  
免許状、一  
種免許状又  
は二種免許  
状の授与を  
受けようと  
する場合に  
あつては、  
総合こども  
園の主幹保  
育教諭、指  
導保育教諭  
、保育教諭  
又は講師を  
含む。）と  
して良好な  
成績で勤務  
した旨の実

する中等教  
育学校の前  
期課程又は  
後期課程及  
び特別支援  
学校の各部  
の教員を含  
む。）とし  
て良好な成  
績で勤務し  
た旨の実務  
証明責任者  
の証明を有  
することを  
必要とする  
最低在職年  
数



備考	論 教 園 稚 幼			類 許状の種 とする免 受けよう
	状 免許 二種 臨時免許 状	状 免許 一種 二種免許 状	状 免許 一種 免許 状	
備考 一 (略) 二 第三欄の学校の教員についての同欄の 実務証明責任者は、国立学校又は公立学 校の教員にあつては所轄庁と、私立学校 の教員にあつてはその私立学校を設置す				
				した旨の実 務証明責任 者の証明を 有すること を必要とす る最低在職 年数

備考	論 教 園 稚 幼			類 許状の種 とする免 受けよう
	状 免許 二種 臨時免許 状	状 免許 一種 二種免許 状	状 免許 一種 免許 状	
備考 一 (略) 二 第三欄の学校の教員についての同欄の 実務証明責任者は、国立学校又は公立学 校の教員にあつては所轄庁と、私立学校 の教員にあつてはその私立学校を設置す				
				務証明責任 者の証明を 有すること を必要とす る最低在職 年数

備考	論 教 園 稚 幼			類 許状の種 とする免 受けよう
	状 免許 二種 臨時免許 状	状 免許 一種 二種免許 状	状 免許 一種 免許 状	
備考 一 (略) 二 第三欄の学校の教員についての同欄の 実務証明責任者は、国立学校又は公立学 校の教員にあつては所轄庁と、私立学校 の教員にあつてはその私立学校を設置す				

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	<p>る学校法人等の理事長とする（別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第二欄の場合においても同様とする。）。</p> <p>三〇七（略）</p> <p>八 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。）の免許管理者は、当該十二年を経過した日（第十号において「経過日」という。）から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験（次号及び第十号において「大学の課程等」という。）の指定を行う。</p> <p>九・十（略）</p>
別表第七	（第六条関係）			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	<p>る学校法人等の理事長とする（別表第五の第一欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする。）。</p> <p>三〇七（略）</p> <p>八 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの（幼稚園及び総合こども園の教員を除く。）の免許管理者は、当該十二年を経過した日（第十号において「経過日」という。）から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験（次号及び第十号において「大学の課程等」という。）の指定を行う。</p> <p>九・十（略）</p>
別表第七	（第六条関係）			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	<p>る学校法人の理事長とする（別表第五の第一欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする。）。</p> <p>三〇七（略）</p> <p>八 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの（幼稚園の教員を除く。）の免許管理者は、当該十二年を経過した日（第十号において「経過日」という。）から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験（次号及び第十号において「大学の課程等」という。）の指定を行う。</p> <p>九・十（略）</p>
別表第七	（第六条関係）			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	

受けよう	所要資格	有するこ とを必要 とする特 別支援学 校の教員 (二種免 許状の授 与を受け ようとす る場合に あつては 、幼稚園 、小学校 、中学校 又は高等 学校の教 員)の免 許状の種 類	第一欄に定 める各免許 状を取得し た後、特別 支援学校の 教員(二種 免許状の授 与を受けよ うとする場 合にあつて は、幼稚園 、小学校、 中学校、高 等学校、中 等教育学校 又は幼保連 携型認定こ ども園	第一欄に定 める各免許 状を取得し た後、大学 において修 得すること を必要とす る最低単位 数
		の教員を 含む)とし て良好な成 績で勤務し た旨の実務 証明責任者 の証明を有		

受けよう	所要資格	有するこ とを必要 とする特 別支援学 校の教員 (二種免 許状の授 与を受け ようとす る場合に あつては 、幼稚園 、小学校 、中学校 又は高等 学校の教 員)の免 許状の種 類	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、特別 支援学校の 教員(二種 免許状の授 与を受けよ うとする場 合にあつて は、幼稚園 、小学校、 中学校、高 等学校、中 等教育学校 又は総合こ ども園の教 員を含む。	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、大学 において修 得すること を必要とす る最低単位 数
		(として良 好な成績で 勤務した旨 の実務証明 責任者の証 明を有する ことを必要		

受けよう	所要資格	有するこ とを必要 とする特 別支援学 校の教員 (二種免 許状の授 与を受け ようとす る場合に あつては 、幼稚園 、小学校 、中学校 又は高等 学校の教 員)の免 許状の種 類	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、特別 支援学校の 教員(二種 免許状の授 与を受けよ うとする場 合にあつて は、幼稚園 、小学校、 中学校、高 等学校又は 中等教育学 校の教員を 含む。)と して良好な 成績で勤務 した旨の実 務証明責任 者の証明を 有すること を必要とす る最低在職	第一欄に定 める各免許 状を取得し た後、大学 において修 得すること を必要とす る最低単位 数

所要資格	第一欄	特 別 支 援 学 校 教 諭			と する 免 許 状 の 種 類
	第二欄	二種 免許 状	一種 免許 状	専修 免許 状	
	第三欄	幼稚園、 小学校、 中学校又 は高等学 校の教諭 の普通免 許状		一種免許 状	
	第四欄	三	三	三	
有すること	第一欄	六	六	一五	と する 免 許 状 の 種 類
第一欄に定	第二欄				と する 最 低 在 職 年 数
第二欄に定	第三欄				と する 最 低 在 職 年 数
第二欄に定	第四欄				と する 最 低 在 職 年 数

別表第八 (第六条関係)

所要資格	第一欄	特 別 支 援 学 校 教 諭			と する 免 許 状 の 種 類
	第二欄	二種 免許 状	一種 免許 状	専修 免許 状	
	第三欄	幼稚園、 小学校、 中学校又 は高等学 校の教諭 の普通免 許状		一種免許 状	
	第四欄	三	三	三	
有すること	第一欄	六	六	一五	と する 最 低 在 職 年 数
第一欄に定	第二欄				と する 最 低 在 職 年 数
第二欄に定	第三欄				と する 最 低 在 職 年 数
第二欄に定	第四欄				と する 最 低 在 職 年 数

別表第八 (第六条関係)

所要資格	第一欄	特 別 支 援 学 校 教 諭			と する 免 許 状 の 種 類
	第二欄	二種 免許 状	一種 免許 状	専修 免許 状	
	第三欄	幼稚園、 小学校、 中学校又 は高等学 校の教諭 の普通免 許状		一種免許 状	
	第四欄	三	三	三	
有すること	第一欄	六	六	一五	と する 最 低 在 職 年 数
第一欄に定	第二欄				と する 最 低 在 職 年 数
第二欄に定	第三欄				と する 最 低 在 職 年 数
第二欄に定	第四欄				と する 最 低 在 職 年 数

別表第八 (第六条関係)



受けよ  
うとする  
免許状の  
種類

教諭を除く  
。）、指導  
教諭、教諭  
又は講師を  
含み、小学  
校教諭の二  
種免許状の  
授与を受け  
ようとする  
場合にあつ  
ては、幼保  
連携型認定  
こども園の  
主幹保育教  
諭、指導保  
育教諭、保  
育教諭又は  
講師を含む  
。）、として  
良好な勤務  
成績で勤務  
した旨の実  
務証明責任  
者の証明を  
有すること  
を必要とす

受けよ  
うとする  
免許状の  
種類

教諭を除く  
。）、指導  
教諭、教諭  
又は講師を  
含み、小学  
校教諭の二  
種免許状の  
授与を受け  
ようとする  
場合にあつ  
ては、総合  
こども園の  
主幹保育教  
諭、指導保  
育教諭、保  
育教諭又は  
講師を含む  
。）、として  
良好な勤務  
成績で勤務  
した旨の実  
務証明責任  
者の証明を  
有すること  
を必要とす  
る最低在職

受けよ  
うとする  
免許状の  
種類

教諭を除く  
。）、指導  
教諭、教諭  
又は講師を  
含む。）、と  
して良好な  
勤務成績で  
勤務した旨  
の実務証明  
責任者の証  
明を有する  
ことを必要  
とする最低  
在職年数

	小学校教諭第一種免許状		る最低在職年数
中学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	三	
三		一三	
二二			

	小学校教諭第二種免許状		年数
中学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	三	
三		一三	
二二			

	小学校教諭第一種免許状		種類
中学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	三	
三		一三	
二二			

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

国会提出中の 独法通則法改正後による条文 (最終形)	認定こども園法改正法による改正	改 正 案	現 行
<p>(社会教育の定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第四十三条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就</p>	<p>(社会教育の定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第四十三条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就</p>	<p>(社会教育の定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は総合こども園法（平成二十四年法律第号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第四十三条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び総</p>	<p>(社会教育の定義)</p> <p>第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第四十三条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（同項に</p>



学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼児連携型認定こども園（以下「幼児連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び幼児連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第一項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

（学校施設の利用）  
第四十四条（略）

学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼児連携型認定こども園（以下「幼児連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び幼児連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

（学校施設の利用）  
第四十四条（略）

合こども園法第一条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び総合こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

（学校施設の利用）  
第四十四条（略）

規定する公立学校をいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

（学校施設の利用）  
第四十四条（略）

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、総合こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び総合こども園以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第四十八条第一項において同じ。）の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

（社会教育の講座）

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当

（社会教育の講座）

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当

（社会教育の講座）

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当

（社会教育の講座）

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当

2 ～ 4 (略)	2 ～ 4 (略)	2 ～ 4 (略)	2 ～ 4 (略)
<p>該地方公共団体が設置する大学若しくは<u>幼保連携型認定こども園</u>又は<u>当該地方公共団体が設立する公立大学法人</u>が設置する大学若しくは<u>高等専門学校</u>に対し、<u>地方公共団体に設置されている教育委員会</u>は当該地方公共団体が設置する大学及び<u>幼保連携型認定こども園</u>以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に<sup>レ</sup>応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。</p>	<p>地方公共団体が設置する大学若しくは<u>幼保連携型認定こども園</u>又は<u>当該地方公共団体が設立する公立大学法人</u>が設置する大学若しくは<u>高等専門学校</u>に対し、<u>地方公共団体に設置されている教育委員会</u>は当該地方公共団体が設置する大学及び<u>幼保連携型認定こども園</u>以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に<sup>レ</sup>応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。</p>	<p>該地方公共団体が設置する大学若しくは<u>総合こども園</u>又は<u>当該地方公共団体が設立する公立大学法人</u>が設置する大学若しくは<u>高等専門学校</u>に対し、<u>地方公共団体に設置されている教育委員会</u>は当該地方公共団体が設置する大学及び<u>総合こども園</u>以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に<sup>レ</sup>応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。</p>	<p>該地方公共団体が設置する大学又は<u>当該地方公共団体が設立する公立大学法人</u>が設置する大学若しくは<u>高等専門学校</u>に対し、<u>地方公共団体に設置されている教育委員会</u>は当該地方公共団体が設置する大学以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に<sup>レ</sup>応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。</p>

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第一条第七項に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>（以下「<u>幼保連携型認定こども園</u>」<u>という。</u>）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（所轄庁）</p> <p>第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるもののうち地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百五十一条の十九第一項の指定都市又は同法第一百五十二条の十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の<u>幼保連携</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）<u>第二条第一項に規定する総合こども園</u>（以下「<u>総合こども園</u>」<u>という。</u>）<u>をいう。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p>（所轄庁）</p> <p>第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるもののうち地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百五十一条の十九第一項の指定都市又は同法第一百五十二条の十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の<u>総合こども園</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（所轄庁）</p> <p>第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。</p>

型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長)とする。

一〇五 (略)

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校(幼保連携型認定こども園を除く。第八条第一項において同じ。)には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十七号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十条の四(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)

も園にあつては、当該指定都市等の長)とする。

一〇五 (略)

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校(総合こども園を除く。第八条第一項において同じ。)には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

一〇五 (略)

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十七号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十条の四(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)

む。( )及び第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の七(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の十三第五項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。 )及び第六項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。 )、第五十条の十四(第六十四条第五項において準用する場合を含む。 )、第六十一条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。 )並びに第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。 )の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### 附則

12 第四条第一号、第六条、第九条第一項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校(学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校をいう。以下この項において同じ。)並びに学校法人立等以

む。( )及び第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。 )、第五十条の七(第六十四条第五項において準用する場合を含む。 )、第五十条の十三第五項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。 )及び第六項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。 )、第五十条の十四(第六十四条第五項において準用する場合を含む。 )、第六十一条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。 )並びに第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。 )の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### 附則

12 第四条第二号、第五条、第六条、第八条第一項、第九条第一項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校(以下「学校法人立以外の私立の学校」という。)を含むものとし

#### 附則

12 第四条第二号、第六条、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校(以下「学校法人立以外の私立の学校」という。)並びに総合こども園法の施行の日の前日

外の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）によつて設置されたみなし幼保連携型認定こども園及び社会福祉法人によつて設置された幼保連携型認定こども園を含むものとし、第五条及び第八条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

において同条の規定により私立の幼稚園を設置していた者であつて当該幼稚園を廃止して総合こども園（当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置する者（社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）を除く。）によつて設置された当該総合こども園（以下「学校法人立等以外の総合こども園」という。）及び社会福祉法人によつて設置された総合こども園を含むものとし、第五条及び第八条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の総合こども園を設置する者及び総合こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。

学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第一条第七項に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>（第三項において「<u>幼保連携型認定こども園</u>」<u>という。</u>）で、公立のものをいう。</p> <p>2 この政令において「学校施設」とは、学校の建物その他の工作物及び土地（学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。）をいう。</p> <p>3 この政令において「管理者」とは、公立の大学及び<u>幼保連携型認定こども園</u>にあつては設置者である地方公共団体の長、大学及び<u>幼保連携型認定こども園</u>以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び<u>総合こども園法</u>（平成二十四年法律第 号）<u>第二条第一項に規定する総合こども園</u>（第三項において「<u>総合こども園</u>」<u>という。</u>）で、公立のものをいう。</p> <p>2 この政令において「学校施設」とは、学校の建物その他の工作物及び土地（学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。）をいう。</p> <p>3 この政令において「管理者」とは、公立の大学及び<u>総合こども園</u>にあつては設置者である地方公共団体の長、大学及び<u>総合こども園</u>以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校で、公立のものをいう。</p> <p>2 この政令において「学校施設」とは、学校の建物その他の工作物及び土地（学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。）をいう。</p> <p>3 この政令において「管理者」とは、公立の大学にあつては設置者である地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。</p>



公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
<p>（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）</p> <p>第百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>（連呼行為の禁止）</p> <p>第百四十条の二 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校（学校教育法第</p>	<p>（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）</p> <p>第百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）に規定する総合こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>（連呼行為の禁止）</p> <p>第百四十条の二 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校（学校教育法第</p>	<p>（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）</p> <p>第百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>（連呼行為の禁止）</p> <p>第百四十条の二 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校（学校教育法第</p>

一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

一条に規定する学校及び総合こども園法第二条第一項に規定する総合こども園をいう。以下同じ。）及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

一条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行																																				
<p>別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七條、第四十八條、第六十八條の三關係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="981 123 1080 246">(い) (ぬ)</td> <td data-bbox="981 246 1080 369">(略)</td> <td data-bbox="981 369 1080 763">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="885 123 981 246">(る)</td> <td data-bbox="885 246 981 369">工業地 域内に 建築し てはな らない 建築物</td> <td data-bbox="885 369 981 763">一 (ぬ)項第三号に掲げるもの 二 ホテル又は旅館 三 キヤバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホ ールその他これらに類す るもの 四 劇場、映画館、演芸場 又は観覧場 五 学校(幼保連携型認定 こども園を除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 123 885 246"></td> <td data-bbox="790 246 885 369">六 病院</td> <td data-bbox="790 369 885 763"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="694 123 790 246"></td> <td data-bbox="694 246 790 369">七 店舗、飲食店、展示場</td> <td data-bbox="694 369 790 763">、遊技場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その 他これらに類する用途で</td> </tr> </table>	(い) (ぬ)	(略)	(略)	(る)	工業地 域内に 建築し てはな らない 建築物	一 (ぬ)項第三号に掲げるもの 二 ホテル又は旅館 三 キヤバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホ ールその他これらに類す るもの 四 劇場、映画館、演芸場 又は観覧場 五 学校(幼保連携型認定 こども園を除く。)		六 病院			七 店舗、飲食店、展示場	、遊技場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その 他これらに類する用途で	<p>別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七條、第四十八條、第六十八條の三關係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="981 763 1080 887">(い) (ぬ)</td> <td data-bbox="981 887 1080 1010">(略)</td> <td data-bbox="981 1010 1080 1422">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="885 763 981 887">(る)</td> <td data-bbox="885 887 981 1010">工業地 域内に 建築し てはな らない 建築物</td> <td data-bbox="885 1010 981 1422">一 (ぬ)項第三号に掲げるもの 二 ホテル又は旅館 三 キヤバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホ ールその他これらに類す るもの 四 劇場、映画館、演芸場 又は観覧場 五 学校(総合こども園を 除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 763 885 887"></td> <td data-bbox="790 887 885 1010">六 病院</td> <td data-bbox="790 1010 885 1422"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="694 763 790 887"></td> <td data-bbox="694 887 790 1010">七 店舗、飲食店、展示場</td> <td data-bbox="694 1010 790 1422">、遊技場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その 他これらに類する用途で</td> </tr> </table>	(い) (ぬ)	(略)	(略)	(る)	工業地 域内に 建築し てはな らない 建築物	一 (ぬ)項第三号に掲げるもの 二 ホテル又は旅館 三 キヤバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホ ールその他これらに類す るもの 四 劇場、映画館、演芸場 又は観覧場 五 学校(総合こども園を 除く。)		六 病院			七 店舗、飲食店、展示場	、遊技場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その 他これらに類する用途で	<p>別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七條、第四十八條、第六十八條の三關係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="981 1422 1080 1545">(い) (ぬ)</td> <td data-bbox="981 1545 1080 1668">(略)</td> <td data-bbox="981 1668 1080 2060">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="885 1422 981 1545">(る)</td> <td data-bbox="885 1545 981 1668">工業地 域内に 建築し てはな らない 建築物</td> <td data-bbox="885 1668 981 2060">一 (ぬ)項第三号に掲げるもの 二 ホテル又は旅館 三 キヤバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホ ールその他これらに類す るもの 四 劇場、映画館、演芸場 又は観覧場 五 学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1422 885 1545"></td> <td data-bbox="790 1545 885 1668">六 病院</td> <td data-bbox="790 1668 885 2060"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="694 1422 790 1545"></td> <td data-bbox="694 1545 790 1668">七 店舗、飲食店、展示場</td> <td data-bbox="694 1668 790 2060">、遊技場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その 他これらに類する用途で</td> </tr> </table>	(い) (ぬ)	(略)	(略)	(る)	工業地 域内に 建築し てはな らない 建築物	一 (ぬ)項第三号に掲げるもの 二 ホテル又は旅館 三 キヤバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホ ールその他これらに類す るもの 四 劇場、映画館、演芸場 又は観覧場 五 学校		六 病院			七 店舗、飲食店、展示場	、遊技場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その 他これらに類する用途で
(い) (ぬ)	(略)	(略)																																				
(る)	工業地 域内に 建築し てはな らない 建築物	一 (ぬ)項第三号に掲げるもの 二 ホテル又は旅館 三 キヤバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホ ールその他これらに類す るもの 四 劇場、映画館、演芸場 又は観覧場 五 学校(幼保連携型認定 こども園を除く。)																																				
	六 病院																																					
	七 店舗、飲食店、展示場	、遊技場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その 他これらに類する用途で																																				
(い) (ぬ)	(略)	(略)																																				
(る)	工業地 域内に 建築し てはな らない 建築物	一 (ぬ)項第三号に掲げるもの 二 ホテル又は旅館 三 キヤバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホ ールその他これらに類す るもの 四 劇場、映画館、演芸場 又は観覧場 五 学校(総合こども園を 除く。)																																				
	六 病院																																					
	七 店舗、飲食店、展示場	、遊技場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その 他これらに類する用途で																																				
(い) (ぬ)	(略)	(略)																																				
(る)	工業地 域内に 建築し てはな らない 建築物	一 (ぬ)項第三号に掲げるもの 二 ホテル又は旅館 三 キヤバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホ ールその他これらに類す るもの 四 劇場、映画館、演芸場 又は観覧場 五 学校																																				
	六 病院																																					
	七 店舗、飲食店、展示場	、遊技場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その 他これらに類する用途で																																				

(を) (わ)	
(略)	
(略)	政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの

  

(を) (わ)	
(略)	
(略)	政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの

  

(を) (わ)	
(略)	
(略)	政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（特例） 第五十七条 職員のうち、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体の設置するものをいう。）の教職員（学校教育法第七条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する校長及び教員並びに学校教育法第二十七条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項（同法第四十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十九条第一項、第九十一条第一項及び第一百十条第一項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定</p>	<p>（特例） 第五十七条 職員のうち、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園であつて地方公共団体の設置するものをいう。）の教職員（学校教育法第七条（総合こども園法第二十条において準用する場合を含む。）に規定する校長及び教員並びに学校教育法第二十七条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項（同法第四十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（同法第九十二条第一項及び第一百十条第一項並びに総合こども園法第九条第二項に規定する事務職員をいう。）、単純な労務に雇用される者その他その職務と責任の特殊性に基づいてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。ただし、その特例</p>	<p>（特例） 第五十七条 職員のうち、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立学校をいう。）の教職員（同法に規定する校長、教員及び事務職員をいう。）、単純な労務に雇用される者その他その職務と責任の特殊性に基いてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。但し、その特例は、第一条の精神に反するものであつてはならない。</p>

する事務職員をいう。( )、単純な労務に雇用される者その他の職務と責任の特殊性に基づいてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。ただし、その特例は、第一条の精神に反するものであつてはならない。

は、第一条の精神に反するものであつてはならない。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定子ども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営营する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営营する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>二 総合子ども園法（平成二十四年法律第 号）に規定する総合子ども園を経</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営营する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>(新設)</p>

<p>4 (略)</p> <p>三十三 (略)</p> <p>成十八年法律第七十七号( )に規定する幼保 連携型認定こども園を経営する事業</p>	<p>4 (略)</p> <p>三十三 (略)</p> <p>営する事業</p>	<p>4 (略)</p> <p>三十三 (略)</p>
---	--	---------------------------------



国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、

点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（無償貸付）            第二条（略）            2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人、学校法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一（略）            二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園）（以下「<u>幼保連携型認定こども園</u>」</p>	<p>（無償貸付）            第二条（略）            2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人、学校法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一（略）            二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置（総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「<u>総合こども園</u>」という。）が委託を受けて行うものを除く。）の用</p>	<p>（無償貸付）            第二条（略）            2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一（略）            二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用</p>

という。)が委託を受けて行つものを除く。)の用

ロ、ハ (略)  
(削る)

二 (略)

ホ 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による施設型給付費又は特例施設型給付費の支給に係る同法に規定する小学校就学前子どもに対する保育(児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た児童福祉施設において実施するものに限る。)の用

三・四 (略)

五 地方公共団体、社会福祉法人又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)において、幼保連携型認定こども園の施設の用に供するとき。

六・七 (略)

3 (略)

(減額譲渡又は貸付)

第三条 普通財産は、次の各号に掲げる場合に

ロ、ハ (略)  
(削る)

二 (略)

ホ 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)の規定によるこども園給付費又は特例こども園給付費の支給に係る同法に規定する小学校就学前子どもに対する保育(児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た児童福祉施設において実施するものに限る。)の用

三・四 (略)

五 地方公共団体、社会福祉法人又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)において、総合こども園の施設の用に供するとき。

六・七 (略)

3 (略)

(減額譲渡又は貸付)

第三条 普通財産は、次の各号に掲げる場合に

ロ、ハ (略)

二 児童福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行つ当該委託に係る保育の実施の用

ホ (略)

(新設)

三・四 (略)

(新設)

五・六 (略)

3 (略)

(減額譲渡又は貸付)

第三条 普通財産は、次の各号に掲げる場合に

2 (略)	<p>においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人又は日本赤十字社において学校施設、社会福祉事業施設、更生保護事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設の用に供するとき。</p>
2 (略)	<p>においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人又は日本赤十字社において学校施設、社会福祉事業施設、更生保護事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設の用に供するとき。</p>
2 (略)	<p>においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 私立学校法（昭和二十四年法律第一百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）、社会福祉法人、更生保護法人又は日本赤十字社において学校施設、社会福祉事業施設、更生保護事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設の用に供するとき。</p>

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>附則</p> <p>10 私立の幼稚園を設置する者並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。</p>	<p>附則</p> <p>10 私立の幼稚園を設置する者及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）の施行の日の前日において私立の幼稚園を設置していた者であつて当該幼稚園を廃止して総合こども園（同法第二条第一項に規定する総合こども園をいい、当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。</p>	<p>附則</p> <p>10 私立の幼稚園を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。</p>

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百一十五号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この法律において「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校及び幼保連携型認定こども園</u>をいう。</p> <p>2 この法律において「教職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（<u>幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。</u>）、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助教諭、養護助教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）及び事務職員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この法律において「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校及び総合こども園</u>をいう。</p> <p>2 この法律において「教職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（<u>総合こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。</u>）、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助教諭、養護助教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）及び事務職員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この法律において「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び<u>特別支援学校</u>をいう。</p> <p>2 この法律において「教職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）及び事務職員をいう。</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（指導主事その他の職員） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>）以下「<u>幼保連携型認定こども園</u>」という。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。</p> <p>4～9（略）</p> <p>（教育委員会の職務権限） 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 教育委員会の所管に属する学校その他の</p>	<p>（指導主事その他の職員） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第一条第一項に規定する総合こども園）以下「総合こども園」という。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。</p> <p>4～9（略）</p> <p>（教育委員会の職務権限） 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 教育委員会の所管に属する学校その他の</p>	<p>（指導主事その他の職員） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。</p> <p>4～9（略）</p> <p>（教育委員会の職務権限） 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校その他の教育機関の用に供する財産</p>

<p>(事務の委任等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 (略)</li> <li>二 幼保連携型認定こども園に関する事。</li> <li>三 (略)</li> <li>四 (略)</li> <li>五 (略)</li> <li>六 (略)</li> </ul>	<p>(長の職務権限)</p> <p>第二十四条 地方公共団体の長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 (略)</li> <li>二 幼保連携型認定こども園に関する事。</li> <li>三 (略)</li> <li>四 (略)</li> <li>五 (略)</li> <li>六 (略)</li> <li>七 (略)</li> <li>八 (略)</li> <li>九 (略)</li> <li>十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。</li> <li>十一～十九 (略)</li> </ul>	<p>教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。</li> <li>四 (略)</li> <li>五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。</li> <li>六～九 (略)</li> <li>十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。</li> <li>十一～十九 (略)</li> </ul>
<p>(事務の委任等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 (略)</li> <li>二 総合こども園に関する事。</li> <li>三 (略)</li> <li>四 (略)</li> <li>五 (略)</li> <li>六 (略)</li> </ul>	<p>(長の職務権限)</p> <p>第二十四条 地方公共団体の長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 (略)</li> <li>二 総合こども園に関する事。</li> <li>三 (略)</li> <li>四 (略)</li> <li>五 (略)</li> <li>六 (略)</li> <li>七 (略)</li> <li>八 (略)</li> <li>九 (略)</li> <li>十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。</li> <li>十一～十九 (略)</li> </ul>	<p>教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。</li> <li>四 (略)</li> <li>五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。</li> <li>六～九 (略)</li> <li>十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。</li> <li>十一～十九 (略)</li> </ul>
<p>(事務の委任等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 (略)</li> <li>二 (新設)</li> <li>三 (略)</li> <li>四 (略)</li> <li>五 (略)</li> </ul>	<p>(長の職務権限)</p> <p>第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 (略)</li> <li>二 (新設)</li> <li>三 (略)</li> <li>四 (略)</li> <li>五 (略)</li> <li>六 (略)</li> <li>七 (略)</li> <li>八 (略)</li> <li>九 (略)</li> <li>十 学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。</li> <li>十一～十九 (略)</li> </ul>	<p>(以下「教育財産」という。)の管理に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。</li> <li>四 (略)</li> <li>五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。</li> <li>六～九 (略)</li> <li>十 学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。</li> <li>十一～十九 (略)</li> </ul>

<p>第二十六条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 第二十七条の二及び第二十九条に規定する意見の申出に関する事。</p> <p>3 (略)</p> <p>(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)</p> <p>第二十七条の二 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(幼保連携型認定こども園に関する意見の陳述)</p>	<p>第二十六条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 第二十七条の二及び第二十九条に規定する意見の申出に関する事。</p> <p>3 (略)</p> <p>(総合こども園に関する意見聴取)</p> <p>第二十七条の二 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する総合こども園に関する事務のうち、総合こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(総合こども園に関する意見の陳述)</p>	<p>第二十六条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 第二十九条に規定する意見の申出に関する事。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---	--



第二十七条の三 教育委員会は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(幼保連携型認定こども園に関する資料の提供等)

第二十七条の四 教育委員会は、前一条の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(幼保連携型認定こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助)

第二十七条の五 地方公共団体の長は、第二十四条第二号に掲げる幼保連携型認定こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助)

第二十七条の三 教育委員会は、当該地方公共団体が設置する総合こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(総合こども園に関する資料の提供等)

第二十七条の四 教育委員会は、前一条の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(総合こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助)

第二十七条の五 地方公共団体の長は、第二十四条第二号に掲げる総合こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助)

(新設)

(新設)

(都道府県知事に対する都道府県委員会の助言又は援助)

第二十七条の六 都道府県知事は、第二十四条第三号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大<sup>ニ</sup>学及び幼<sup>ニ</sup>保<sup>ニ</sup>連<sup>ニ</sup>携<sup>ニ</sup>型<sup>ニ</sup>認<sup>ニ</sup>定<sup>ニ</sup>こ<sup>ト</sup>も園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(幼<sup>ニ</sup>保<sup>ニ</sup>連<sup>ニ</sup>携<sup>ニ</sup>型<sup>ニ</sup>認<sup>ニ</sup>定<sup>ニ</sup>こ<sup>ト</sup>も園に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第五十四条の二 地方公共団体の長が管理し、及び執行する当該地方公共団体が設置する幼<sup>ニ</sup>保<sup>ニ</sup>連<sup>ニ</sup>携<sup>ニ</sup>型<sup>ニ</sup>認<sup>ニ</sup>定<sup>ニ</sup>こ<sup>ト</sup>も園に関する事務に係る第四十八条から第五十条の二まで、第五十三条及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知

第二十七条の六 都道府県知事は、第二十四条第三号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大<sup>ニ</sup>学及び総<sup>ニ</sup>合<sup>ニ</sup>こ<sup>ト</sup>も園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(総<sup>ニ</sup>合<sup>ニ</sup>こ<sup>ト</sup>も園に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第五十四条の二 地方公共団体の長が管理し、及び執行する当該地方公共団体が設置する総<sup>ニ</sup>合<sup>ニ</sup>こ<sup>ト</sup>も園に関する事務に係る第四十八条から第五十条の二まで、第五十三条及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第

第二十七条の二 都道府県知事は、第二十四条第一号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(教育機関の所管)

第三十一条 学校その他の教育機関のうち、大<sup>ニ</sup>学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(新設)

事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事に」と、第四十九条及び第五十条中「市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、「当該教育委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、「第五十条の二中「長及び議会」とあるのは「議会」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」と、「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、同条第二項中「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、前条第二項中「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」とする。

(職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第五十四条の三 第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第四十八条、第五十三条及び第五十四条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「

四十八条第四項中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事に」と、第四十九条及び第五十条中「市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、「当該教育委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、第五十条の二中「長及び議会」とあるのは「議会」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」と、「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、同条第二項中「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、前条第二項中「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」とする。

(職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第五十四条の三 第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第四十八条、第五十三条及び第五十四条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「

(職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第五十四条の二 第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第四十八条、第五十三条及び前条第一項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「都道府

都道府県委員会に」とあるのは「都道府県知事に」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」とする。

(事務の区分)

第六十三条 都道府県が第四十八条第一項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用第六十三条中する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第一号に規定する第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。)、第五十三条第二項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務(都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。)、並びに第五十五条第九項(同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同

都道府県委員会に」とあるのは「都道府県知事に」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」とする。

(事務の区分)

第六十三条 都道府県が第四十八条第一項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用第六十三条中する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第一号に規定する第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。)、第五十三条第二項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務(都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。)、並びに第五十五条第九項(同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同

県委員会に」とあるのは「都道府県知事に」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」とする。

(事務の区分)

第六十三条 都道府県が第四十八条第一項(第五十四条の二の規定により読み替えて適用第六十三条中する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項(第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。)、第五十三条第二項(第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務(都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。)、並びに第五十五条第九項(同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。)におい

条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する同法第一百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項の規定により処理することとされている事務は、同法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する同法第一百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項の規定により処理することとされている事務は、同法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

て準用する同法第一百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項の規定により処理することとされている事務は、同法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う経過措置

(波線部分は修正による影響部分)

<p style="text-align: center;">修正後の整備法</p>	<p style="text-align: center;">政府案</p>
<p>(地方教育行政の組織及び教育に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  <u>第二十五条</u> 前条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十七条の二第一項の規則の制定は、施行日前においても行うことができる。この場合において、地方公共団体の長は、当該規則を制定しようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(地方教育行政の組織及び教育に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  <u>第二十八条</u> 前条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十七条の二第一項の規則の制定は、施行日前においても行うことができる。この場合において、地方公共団体の長は、当該規則を制定しようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>

公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十一年法律第十七号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>公立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいい、大学を除く。以下同じ。）の事務職員が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休職の期間中の給与については、他の法令の規定にかかわらず、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定を準用する。</p>	<p>公立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園をいい、大学を除く。以下同じ。）の事務職員が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休職の期間中の給与については、他の法令の規定にかかわらず、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定を準用する。</p>	<p>公立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、大学を除く。以下同じ。）の事務職員が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休職の期間中の給与については、他の法令の規定にかかわらず、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定を準用する。</p>

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十一年法律第百四十三号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（補償義務）</p> <p>第二条 地方公共団体は、その設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第五条第二項及び第十一条において「<u>幼保連携型認定こども園</u>」をいう。）をいう。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「<u>学校医等</u>」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対し、この法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。</p> <p>（審査）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項の請求があつたときは、当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当該地方公共団体の教育委員会（<u>幼保連携型</u></p>	<p>（補償義務）</p> <p>第二条 地方公共団体は、その設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第一条第一項に規定する総合こども園（第五条第二項及び第十一条において「<u>総合こども園</u>」をいう。）をいう。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「<u>学校医等</u>」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対し、この法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。</p> <p>（審査）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項の請求があつたときは、当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当該地方公共団体の教育委員会（<u>総合こども</u></p>	<p>（補償義務）</p> <p>第二条 地方公共団体は、その設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「<u>学校医等</u>」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対し、この法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。</p> <p>（審査）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項の請求があつたときは、当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当該地方公共団体の教育委員会に通知しなけ</p>



<p>3 (略)</p> <p>(無料証明)</p> <p>第十一条 教育委員会(幼保連携型認定こども園)の学校医等に係る補償にあつては、地方公共団体の長)又はこの法律による補償を受けようとする者は、学校医等の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。</p>	<p>認定こども園の学校医等に係る裁定にあつては、当該地方公共団体の長)に通知しなければならない。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(無料証明)</p> <p>第十一条 教育委員会(総合こども園の学校医等に係る補償にあつては、地方公共団体の長)又はこの法律による補償を受けようとする者は、学校医等の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(無料証明)</p> <p>第十一条 教育委員会又はこの法律による補償を受けようとする者は、学校医等の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。</p>	<p>園の学校医等に係る裁定にあつては、当該地方公共団体の長)に通知しなければならない。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(無料証明)</p> <p>第十一条 教育委員会又はこの法律による補償を受けようとする者は、学校医等の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(無料証明)</p> <p>第十一条 教育委員会又はこの法律による補償を受けようとする者は、学校医等の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。</p>	<p>ればならない。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(無料証明)</p> <p>第十一条 教育委員会又はこの法律による補償を受けようとする者は、学校医等の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。</p>

道路交通法（昭和二十五年法律第百五号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（目が見えない者、幼児、高齢者等の保護） 第十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 児童又は幼児が小学校、幼稚園、<u>幼保連携型認定こども園</u>その他の教育又は保育のための施設に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるように努めなければならない。</p> <p>5（略）</p>	<p>（目が見えない者、幼児、高齢者等の保護） 第十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 児童又は幼児が小学校、幼稚園、総合こども園その他の教育又は保育のための施設に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるように努めなければならない。</p> <p>5（略）</p>	<p>（目が見えない者、幼児、高齢者等の保護） 第十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 児童又は幼児が小学校又は幼稚園に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるようにつとめなければならない。</p> <p>5（略）</p>

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設</p> <p>二の二 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園</u></p> <p>三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百二十三号）第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム</p> <p>四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設</p> <p>二の二 <u>総合こども園法（平成二十四年法律第十二号）第十二条第一項の規定による認可を受けた総合こども園</u></p> <p>三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百二十三号）第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム</p> <p>四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設</p> <p>(新設)</p> <p>三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百二十三号）第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム</p> <p>四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五</p>

<p>号)第六十一条第一項の規定による届出が なされた障害者自立支援法(平成十七年法 律第百一十三号)に規定する障害者支援施 設</p> <p>五 削除</p> <p>六 その他前各号に準ずる施設で政令で定め るもの</p> <p>2 13 (略)</p>	<p>号)第六十一条第一項の規定による届出が なされた障害者自立支援法(平成十七年法 律第百一十三号)に規定する障害者支援施 設</p> <p>五 削除</p> <p>六 その他前各号に準ずる施設で政令で定め るもの</p> <p>2 13 (略)</p>	<p>号)第六十一条第一項の規定による届出が なされた障害者自立支援法(平成十七年法 律第百一十三号)に規定する障害者支援施 設</p> <p>五 削除</p> <p>六 その他前各号に準ずる施設で政令で定め るもの</p> <p>2 13 (略)</p>
--	--	--

社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置

(波線部分は修正による影響部分)

修正後の整備法

政府案

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)  
第三十条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約(この法律の施行の際現に存する旧児童福祉法第三十五条第四項の規定により設置された保育所又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第四項に規定する申出施設等であるものに限る。)(の経営者であつた者であつて、当該保育所又は幼稚園を廃止して就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下この条において「認定こども園法一部改正法」という。))により改正された就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「新認定こども園法」という。)(第十七条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたもの又は認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園(以下この条において「みなし幼保連携型認定こども園」という。)(を設置する者に係るもの)当該認可を受けるまでの間(みなし幼保連携型認定こども園にあつては認定こども園法一部改正法の施行の日までの間)(に社会福祉施設職員等退職手当共済法第六条第一項の規定により当該退職手当共済契約を解除されていないものに限る。)(に限る。)(は、新認定こども園法第

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)  
第三十三条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約(この法律の施行の際現に存する旧児童福祉法第三十五条第四項の規定により設置された保育所又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(社会福祉施設職員等退職手当共済法第一条第四項に規定する申出施設等であるものに限る。)(の経営者であつた者であつて、当該保育所又は幼稚園を廃止して総合こども園法(平成二十四年法律第 号)第十二条第一項の規定により総合こども園の設置の認可を受けたものに係るもの(当該認可を受けるまでの間に社会福祉施設職員等退職手当共済法第六条第一項の規定により当該退職手当共済契約を解除されていないものに限る。)(に限る。)(は、総合こども園法第十二条第一項の規定による設置の認可を受けた日以後、当該認可を受けた総合こども園に係る退職手当共済契約とみなす。

十七条第一項の規定による設置の認可を受けた日（みなし幼保連携型認定こども園にあつては認定こども園法一部改正法の施行の日）以後、当該認可を受けた幼保連携型認定こども園又はみなし幼保連携型認定こども園に係る退職手当共済契約とみなす。

2 施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の同法の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の同法の相当の規定によつてしたものとみなす。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一〇六（略）</p> <p>六の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十二条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）以下この号において「認定こども園法（一部改正法）」という。（附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国）（国立大学法人法（平成十五年法律百十二号）第一条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）又は認定こども園法一部改正法附則第三条第一項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業</p> <p>六の三（略）</p> <p>七〇十一（略）</p> <p>十一の二 子ども・子育て支援法（平成二十</p>	<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一〇六（略）</p> <p>六の二 総合こども園法（平成二十四年法律第六号）第六条又は附則第四条の規定により設置された総合こども園（国）（国立大学法人法（平成十五年法律百十二号）第一条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）の災害復旧事業</p> <p>六の三（略）</p> <p>七〇十一（略）</p> <p>十一の二 子ども・子育て支援法（平成二十</p>	<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一〇六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六の二（略）</p> <p>七〇十一（略）</p> <p>（新設）</p>





<p>第十七条 国は、激甚災害を受けた特定私立幼稚園以外の私立の学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。</p> <p>2 3 (略)</p>	<p>第十七条 国は、激甚災害を受けた指定私立幼稚園以外の私立の学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。</p> <p>2 3 (略)</p>	<p>第十七条 国は、激甚災害を受けた私立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。</p> <p>2 3 (略)</p>
---	---	--

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>（<u>特定教育・保育施設の利用等に関する特別の配慮</u>）</p> <p>第二十八條 市町村は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七條第一項に規定する<u>特定教育・保育施設</u>（次項において「<u>特定教育・保育施設</u>」という。）又は同法第四十三條第三項に規定する<u>特定地域型保育事業</u>（次項において「<u>特定地域型保育事業</u>」という。）の利用について、同法第四十二條第一項若しくは第五十四條第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四條第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。</p> <p>2 <u>特定教育・保育施設</u>の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九條第一項に規定する<u>特定地域型保育事業者</u>は、同法第三十三條第一項又は第四十五條第二項の規定により当該<u>特定教育・保育施設</u>を利用する児童（同法第十九條第一項第二号又は第三号に該当する児童</p>	<p>（指定こども園の利用等に関する特別の配慮）</p> <p>第二十八條 市町村は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第二十七條第一項に規定する<u>指定こども園</u>（次項において「<u>指定こども園</u>」という。）又は同法第四十七條第二項に規定する<u>指定地域型保育事業</u>（次項において「<u>指定地域型保育事業</u>」という。）の利用について、同法第四十三條第一項若しくは第五十五條第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四條第二項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。</p> <p>2 指定こども園の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九條第一項に規定する<u>指定地域型保育事業者</u>は、同法第三十四條第二項又は第四十七條第二項の規定により当該<u>指定こども園</u>を利用する児童（同法第十九條第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下</p>	<p>（保育所への入所に関する特別の配慮）</p> <p>第二十八條 市町村は、児童福祉法第二十四條第三項の規定により保育所に入所する児童を<u>選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない</u>。</p> <p>（新設）</p>

に限る。以下この項において同じ。( )又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を  
選考するときは、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

この項において同じ。( )又は当該指定地域型保育事業者に係る指定地域型保育事業を利用する児童を  
選考するときは、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に對して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に對する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。</p> <p>（妊娠の届出）</p> <p>第十五条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。</p> <p>（妊産婦の訪問指導等）</p> <p>第十七条 第十三条第一項の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師</p>	<p>第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に對して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に對する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。</p> <p>（妊娠の届出）</p> <p>第十五条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。</p> <p>（妊産婦の訪問指導等）</p> <p>第十七条 第十三条第一項の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師</p>	<p>第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に對して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（妊娠の届出）</p> <p>第十五条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。</p> <p>（妊産婦の訪問指導等）</p> <p>第十七条 第十三条の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はそ</p>

2 (略)	<p>又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。</p>
2 (略)	<p>又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。</p>
2 (略)	<p>他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。</p>

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
<p>第三十三条（削除）</p> <p>別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）</p>	<p>第三十三条（削除）</p> <p>別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）</p>	<p>（学校法人が取得する特定保育所の用に供する土地及び建物に係る登記の特例）</p> <p>第三十三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第三条第三項（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定）の認定を受けた私立学校法（昭和二十四年法律第一百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人が特定保育所（同項に規定する幼保連携施設（同項の認定に係るものに限る。）を構成する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第七条第一項（児童福祉施設）に規定する保育所をいう。）の用に供する土地又は建物を取得した場合における別表第三の一の項の規定の適用については、同項の第三欄の第一号中「校舎、」とあるのは、「校舎（第三十三条に規定する特定保育所の用に供する建物を含む。）、「とする。</u></u></p> <p>別表第三 非課税の登記等の表（第四条、<u>第三十三条関係）</u></p>

名 称	一 学校法人(私立学校法) 昭和二十四年法律 第二百七 十号)第 六十四条 第四項(	私立学 校法	非課税の 登記等	一 校舎、寄宿舎、 図書館その他 の第一 号又は 直接必要な附属 建物(以下「校 舎等」という。 の所有権(賃 借権を含む。以 下同じ。)の取 得登記(権利の 保存、設定、転 貸又は移転の登 記をいう。以下 同じ。)	第三欄 の第一 号又は 第二号 の登記 に該当 するも のであ ること を証す る財務 省令で 定める 書類の 添附が あるも に限り
一 学校法人(私立学校法) 昭和二十四年法律 第二百七 十号)第 六十四条 第四項(	私立学 校法	一 校舎、寄宿舎、 図書館その他 の第一 号又は 直接必要な附属 建物(以下「校 舎等」という。 の所有権(賃 借権を含む。以 下同じ。)の取 得登記(権利の 保存、設定、転 貸又は移転の登 記をいう。以下 同じ。)	第三欄 の第一 号又は 第二号 の登記 に該当 するも のであ ること を証す る財務 省令で 定める 書類の 添附が あるも に限り		

名 称	一 学校法人(私立学校法) 昭和二十四年法律 第二百七 十号)第 六十四条 第四項(	私立学 校法	非課税の 登記等	一 校舎、寄宿舎、 図書館その他 の第一 号又は 直接必要な附属 建物(以下「校 舎等」という。 の所有権(賃 借権を含む。以 下同じ。)の取 得登記(権利の 保存、設定、転 貸又は移転の登 記をいう。以下 同じ。)	第三欄 の第一 号又は 第二号 の登記 に該当 するも のであ ること を証す る財務 省令で 定める 書類の 添附が あるも に限り
一 学校法人(私立学校法) 昭和二十四年法律 第二百七 十号)第 六十四条 第四項(	私立学 校法	一 校舎、寄宿舎、 図書館その他 の第一 号又は 直接必要な附属 建物(以下「校 舎等」という。 の所有権(賃 借権を含む。以 下同じ。)の取 得登記(権利の 保存、設定、転 貸又は移転の登 記をいう。以下 同じ。)	第三欄 の第一 号又は 第二号 の登記 に該当 するも のであ ること を証す る財務 省令で 定める 書類の 添附が あるも に限り		

名 称	一 学校法人(私立学校法) 第六十四条 第四項(	私立学 校法	非課税の 登記等	一 校舎、寄宿舎、 図書館その他 の第一 号又は 直接必要な附属 建物(以下「校 舎等」という。 の所有権(賃 借権を含む。以 下同じ。)の取 得登記(権利の 保存、設定、転 貸又は移転の登 記をいう。以下 同じ。)	第三欄 の第一 号又は 第二号 の登記 に該当 するも のであ ること を証す る財務 省令で 定める 書類の 添附が あるも に限り
一 学校法人(私立学校法) 第六十四条 第四項(	私立学 校法	一 校舎、寄宿舎、 図書館その他 の第一 号又は 直接必要な附属 建物(以下「校 舎等」という。 の所有権(賃 借権を含む。以 下同じ。)の取 得登記(権利の 保存、設定、転 貸又は移転の登 記をいう。以下 同じ。)	第三欄 の第一 号又は 第二号 の登記 に該当 するも のであ ること を証す る財務 省令で 定める 書類の 添附が あるも に限り		

十四	一の二～二		
	(略)		
	(略)	土地の上に存する権利をいう。以下同じ。( )の取得登記	
	(略)		
十四	一の二～二		
	(略)		
	(略)	土地の上に存する権利をいう。以下同じ。( )の取得登記	
	(略)		
十四	一の二～二		
	(略)		
	(略)	土地の上に存する権利をいう。以下同じ。( )の取得登記	
	(略)		



		修正後支援法に伴う改正	
別表第二（第三十条の十関係）	提供を受ける 通知都道府県 の区域内の市 町村の市町村 長その他の執 行機関	（略）	事務 子ども・子育て支援法（平成 二十四年法律第六十五号）に よる同法第十一条の子どもの
		改 正 案	
別表第二（第三十条の十関係）	提供を受ける 通知都道府県 の区域内の市 町村の市町村 長その他の執 行機関	（略）	事務 子ども・子育て支援法（平成 二十四年法律第 号）に よる同法第十一条の子どもの
		現 行	
別表第一（第三十条の十関係）	提供を受ける 通知都道府県 の区域内の市 町村の市町村 長その他の執 行機関	一 市町村長	被災者生活再建支援法による 同法第三条第一項の被災者生 活再建支援金の支給に関する 事務のうち、同法第四条第一 項の規定により市町村長が行 うこととされたものに関する 事務であつて総務省令で定め るもの （新設）

二 五 (略)	(略)	一 四 (略)	(略)	一 三 (略)	(略)	<p>ための教育・保育給付の支給 又は同法第五十九条の地域子 ども・子育て支援事業の実施 に関する事務であつて総務省 令で定めるもの</p>
二 五 (略)	(略)	一 四 (略)	(略)	一 三 (略)	(略)	<p>ための教育・保育給付の支給 又は同法第六十条の地域子ど も・子育て支援事業の実施に 関する事務であつて総務省令 で定めるもの</p>
二 五 (略)	(略)	一 三 市町 村長	<p>同一都道府県の区域内の他の 市町村の区域内に住所を移し た選挙人が従前の市町村にお いて当該都道府県の議会の議 員又は長の選挙の投票をする 場合において公職選挙法第四 十四条第三項の規定により提 示することとされている文書 の交付に関する事務であつて 総務省令で定めるもの</p>	一 の 一 指定 都市の長	<p>特定非営利活動促進法（平成 十年法律第七号）による同法 第十条第一項の認証、同法第 二十三条第二項の届出又は同 法第三十四条第三項の認証に 関する事務であつて総務省令 で定めるもの</p>	

五の二 市町 村長	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施若しくは同法第五項若しくは第六項の措置、同法第五十六条第一項若しくは第三項の費用の徴収又は同法第十一項若しくは第十二項の処分に関する事務であつて総務省令で</p>
五の二 市町 村長	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第四項の措置、同法第五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収又は同法第十一項若しくは第十二項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
五の二 市町 村長	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施又は同法第五十六条第一項若しくは第三項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

	定めるもの	五の三 (略)	(略)	<p>五の四 指定都市若しくは中核市(地方自治法第二百五十二條の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。)</p> <p>。又は児童相談所を設置する市(以下「児童相談所設置市」という。)</p> <p>の長</p>	<p>児童福祉法による同法第六條の四第一項の里親の認定若しくは同法第二項の養育里親の登録、同法第二十條第一項の療育の給付、同法第二十四條の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四條の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四條の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四條の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一條の五の事業の実施、同法第三十三條の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六條第一項の負担能力の認定、同法第二項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同法第五項の費用の支払命令に関する事務のうち、同法第五十九條の四</p>
	定めるもの	五の三 (略)	(略)	<p>五の四 指定都市若しくは中核市(地方自治法第二百五十二條の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。)</p> <p>。又は児童相談所を設置する市(以下「児童相談所設置市」という。)</p> <p>の長</p>	<p>児童福祉法による同法第六條の四第一項の里親の認定若しくは同法第二項の養育里親の登録、同法第二十條第一項の療育の給付、同法第二十四條の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四條の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四條の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四條の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一條の五の事業の実施、同法第三十三條の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六條第一項の負担能力の認定、同法第二項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同法第五項の費用の支払命令に関する事務のうち、同法第五十九條の四</p>
	定めるもの	五の三 (略)	(略)	<p>五の四 指定都市若しくは中核市(地方自治法第二百五十二條の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。)</p> <p>。又は児童相談所を設置する市(以下「児童相談所設置市」という。)</p> <p>の長</p>	<p>児童福祉法による同法第六條の四第一項の里親の認定若しくは同法第二項の養育里親の登録、同法第二十條第一項の療育の給付、同法第二十四條の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四條の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四條の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四條の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一條の五の事業の実施、同法第三十三條の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六條第一項の負担能力の認定、同法第二項、第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同法第五項の費用の支払命令に関する事務のうち、同法第五十</p>

五の五十一 (略)	第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
--------------	---

別表第三(第三十条の十三関係)

提供を受ける 通知都道府県 以外の都道府 県の都道府県 知事その他の 執行機関	事務	一七 (略)	(略)	七の二 都道 府県知事	児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の
--	----	--------	-----	----------------	---

五の五十一 (略)	第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
--------------	---

別表第三(第三十条の十三関係)

提供を受ける 通知都道府県 以外の都道府 県の都道府県 知事その他の 執行機関	事務	一七 (略)	(略)	七の二 都道 府県知事	児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の
--	----	--------	-----	----------------	---

五の五十一 (略)	九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
--------------	---

別表第三(第三十条の十一関係)

提供を受ける 通知都道府県 以外の都道府 県の都道府県 知事その他の 執行機関	事務	一七 (略)	(略)	七の二 都道 府県知事	児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の
--	----	--------	-----	----------------	---

七の三十一 九（略）			<p>登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
---------------	--	--	---

七の三十一 九（略）			<p>登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
---------------	--	--	---

七の三十一 九（略）			<p>登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項、第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
---------------	--	--	---

別表第四（第三十条の十一関係）

<p>提供を受ける 通知都道府県 以外の都道府 県の区域内の 市町村の市町 村長その他の 執行機関</p>	<p>事務</p>	<p>一 （略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一の二 市町 村長</p> <p>子ども・子育て支援法による 同法第十一条の子どものため の教育・保育給付の支給又は 同法第五十九条の地域子ども ・子育て支援事業の実施に関 する事務であつて総務省令で 定めるもの</p>
---	-----------	------------------	------------	---

別表第四（第三十条の十二関係）

<p>提供を受ける 通知都道府県 以外の都道府 県の区域内の 市町村の市町 村長その他の 執行機関</p>	<p>事務</p>	<p>一 （略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一の二 市町 村長</p> <p>子ども・子育て支援法による 同法第十一条の子どものため の教育・保育給付の支給又は 同法第六十条の地域子ども・ 子育て支援事業の実施に関す る事務であつて総務省令で定 めるもの</p>
---	-----------	------------------	------------	--

別表第四（第三十条の十三関係）

<p>提供を受ける 通知都道府県 以外の都道府 県の区域内の 市町村の市町 村長その他の 執行機関</p>	<p>事務</p>	<p>一 市町村長</p>	<p>被災者生活再建支援法による 同法第三条第一項の被災者生 活再建支援金の支給に関する 事務のうち、同法第四条第二 項の規定により市町村長が行 うこととされたものの実施に 関する事務であつて総務省令 で定めるもの</p>	<p>（新設）</p>
---	-----------	-------------------	---	-------------

一の三 (略)	(略)	一の四 (略)	(略)	一の五 (略)	(略)
一の三 (略)	(略)	一の四 (略)	(略)	一の五 (略)	(略)
一の一 指定 都市の長	特定非営利活動促進法による 同法第十条第一項の認証、同 法第二十三条第二項の届出又 は同法第三十四条第三項の認 証に関する事務であつて総務 省令で定めるもの	一の三 市町 村長	同一都道府県の区域内の他の 市町村の区域内に住所を移し た選挙人が従前の市町村にお いて当該都道府県の議会の議 員又は長の選挙の投票をする 場合において公職選挙法第四 十四条第三項の規定により提 示することとされている文書 の交付に関する事務であつて 総務省令で定めるもの	一の四 市町 村長	地方税法その他の地方税に関 する法律及びこれらの法律に 基づく条例による地方税の賦 課徴収又は地方税に関する調 査(犯則事件の調査を含む。 )に関する事務であつて総務 省令で定めるもの



二、四（略）	（略）	四の二 市町 村長	児童福祉法による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施若しくは同法第五項若しくは第六項の措置、同法五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収又は同法第十一項若しくは第十二項の処分に関する事務
二、四（略）	（略）	四の二 市町 村長	児童福祉法による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第四項の措置、同法五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収又は同法第十一項若しくは第十二項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二、四（略）	（略）	四の二 市町 村長	児童福祉法による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施又は同法五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の三 (略)	であつて総務省令で定めるもの
四の四 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長	児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務
四の三 (略)	
四の四 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長	児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務
四の三 (略)	
四の四 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長	児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項、第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する

四の五、十 (略)	のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
--------------	--

別表第五(第三十条の十五関係)

一、八 (略)

八の一 児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項

四の五、十 (略)	のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
--------------	--

別表第五(第三十条の十五関係)

一、八 (略)

八の一 児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項

四の五、十 (略)	する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの(略)
--------------	---

別表第五(第三十条の十五関係)

一、八 (略)

八の一 児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項

<p>若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて        総務省令で定めるもの</p> <p>八の三十三(略)</p>	<p>若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて        総務省令で定めるもの</p> <p>八の三十三(略)</p>	<p>、第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>八の三十三(略)</p>
---	---	---

児童手当法（昭和四十六年法律第七十二号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第三条）</p> <p>第二章 児童手当の支給（第四条・第十七条）</p> <p>第三章 費用（第十八条・第十九条）</p> <p>第四章 雑則（第二十条・第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）<u>第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第三条）</p> <p>第二章 児童手当の支給（第四条・第十七条）</p> <p>第三章 費用（第十八条・第十九条）</p> <p>第四章 雑則（第二十条・第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第<u> 号</u>）<u>第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第三条）</p> <p>第二章 児童手当の支給（第四条・第十七条）</p> <p>第三章 費用（第十八条・<u>第二十一条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第二十一条の二</u>・第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</p>

(定義)

第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで間に在る者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものを含む。

2 (略)

3 この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「小規模住居型児童養育事業」という。)を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親(以下「里親」という。)に委託されている児童(内閣府令で定める短期間の委託をされている者を除く。)
- 二 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第二十七条第二項の規定により同法第

(定義)

第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで間に在る者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものを含む。

2 (略)

3 この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「小規模住居型児童養育事業」という。)を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親(以下「里親」という。)に委託されている児童(内閣府令で定める短期間の委託をされている者を除く。)
- 二 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第二十七条第二項の規定により同法第

(定義)

第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで間に在る者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものを含む。

2 (略)

3 この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「小規模住居型児童養育事業」という。)を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親(以下「里親」という。)に委託されている児童(厚生労働省令で定める短期間の委託をされている者を除く。)
- 二 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第二十七条第二項の規定により同法第

六条の二第三項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同号若しくは同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除く。）

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者自立支援法第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法

六条の二第三項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同号若しくは同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除く。）

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者自立支援法第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法

六条の二第三項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同号若しくは同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。）

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者自立支援法第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法

律第六十七号) 第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。) に入所している児童(内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。)に限る。)

四 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号) 第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)若しくは同条第三項に規定する更生施設(以下「更生施設」という。)に入所し、又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号) 第三十六条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)に入所している児童(内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及

律第六十七号) 第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。) に入所している児童(内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。)に限る。)

四 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号) 第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)若しくは同条第三項に規定する更生施設(以下「更生施設」という。)に入所し、又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号) 第三十六条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)に入所している児童(内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及

律第六十七号) 第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。) に入所している児童(厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。)に限る。)

四 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号) 第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)若しくは同条第三項に規定する更生施設(以下「更生施設」という。)に入所し、又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号) 第三十六条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)に入所している児童(厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は



びその子である児童を除く。( )に限る。( )

(認定)

第七条 児童手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。 )の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

2 児童手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

一～三 (略)

3 (略)  
(不正利得の徴収)

びその子である児童を除く。( )に限る。( )

(認定)

第七条 児童手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。 )の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

2 児童手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

一～三 (略)

3 (略)  
(不正利得の徴収)

母及びその子である児童を除く。( )に限る。( )

(認定)

第七条 児童手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。 )の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

2 児童手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

一～三 (略)

3 (略)  
(不正利得の徴収)

第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分<sup>一</sup>の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(公務員に関する特例)

第十七条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合には、第七条第一項中「住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)(<sup>一</sup>)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)(<sup>二</sup>)とあり、第八条第一項及び第十四条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に 服することを 要する国家公 務員その他政	当該国家公務員の所属する 各省各庁(財政法(昭和十 一年法律第三十四号)第 二十一條に規定する各省各
---------------------------------------	---

第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分<sup>一</sup>の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(公務員に関する特例)

第十七条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合には、第七条第一項中「住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)(<sup>一</sup>)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)(<sup>二</sup>)とあり、第八条第一項及び第十四条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に 服することを 要する国家公 務員その他政	当該国家公務員の所属す る各省各庁(財政法(昭 和十二年法律第三十四 号)第二十一條に規定す
---------------------------------------	---

第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(新設)

(公務員に関する特例)

第十七条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合には、第七条第一項中「住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)(<sup>一</sup>)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)(<sup>二</sup>)とあり、第八条第一項及び第十四条中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に 服することを 要する国家公 務員その他政	当該国家公務員の所属す る各省各庁(財政法(昭 和十二年法律第三十四 号)第二十一條に規定す
---------------------------------------	---

<p>令で定める国庁をいう。以下同じ。）の家公務員（独長（裁判所にあつては、最立行政法人通高裁判所長官とする。以下則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）</p>	<p>当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第</p>	<p>二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する</p>	<p>二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する</p>
<p>令で定める国庁をいう。以下同じ。）の家公務員（独長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）</p>	<p>当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）</p>	<p>二 常時勤務に服することを要する特定地方独立行政法人に勤務する</p>	<p>二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する</p>
<p>令で定める国庁をいう。以下同じ。）の家公務員（独長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）</p>	<p>当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）</p>	<p>二 常時勤務に服することを要する特定地方独立行政法人に勤務する</p>	<p>二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する</p>

者を除く。）

2・3 (略)

(児童手当に要する費用の負担)

第十八条 被用者（子ども・子育て支援法第六十九條第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加入者、組合員又は団体組合員をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用（三歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下この章において同じ。）に係る児童手当の額に係る部分に限る。）は、その十五分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その四十分の十六に相当する額を国庫が負担し、その四十五分の四に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

2・6 (略)

(削る。)

者を除く。）

2・3 (略)

(児童手当に要する費用の負担)

第十八条 被用者（子ども・子育て支援法第七十條第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加入者、組合員又は団体組合員をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用（三歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下この章において同じ。）に係る児童手当の額に係る部分に限る。）は、その十五分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その四十分の十六に相当する額を国庫が負担し、その四十五分の四に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

2・6 (略)

(削る。)

者を除く。）

2・3 (略)

(児童手当に要する費用の負担)

第十八条 被用者（第二十條第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加入者、組合員又は団体組合員をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用（三歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下この章において同じ。）に係る児童手当の額に係る部分に限る。）は、その十五分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その四十五分の十六に相当する額を国庫が負担し、その四十五分の四に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

2・6 (略)

(拠出金の徴収及び納付義務)

第二十条 政府は、被用者に対する児童手当の支給に要する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）及び第二十九條の二第一項に規定する児童育成事業

に要する費用に充てるため、次に掲げる者（以下、「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第八十二条第一項に規定する事業主

二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等

三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第一百二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

（拠出金の額）

第二十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

（削る。）

（削る。）

(平成三年法律第七十六号)第一条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)に規定する同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項(同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第一条第一項に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。)に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

(削る。)

(削る。)

厚生年金保険法	標準報酬月額	標準賞与額
私立学校教職員 共済法	標準給与の月 額	標準賞与の 額
地方公務員等共 済 組合法	給料の額	期末手当等 の額
国家公務員共済 組合法	標準報酬の月 額	標準期末手 当等の 額

2 前項の拠出金率は、毎年度における被用者に対する児童手当の支給に要する費用(三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)の予想総額の十五分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二第一項に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率(次項において「事

業費充当額相当率」という。( )を加えた率を基準として、政令で定める。

3 毎年度の事業費充当額相当率は、当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して設定しなければならない。

4 全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

( 拠出金の徴収方法 )

第二十一条 拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

2 前項の拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。

3 前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構(以下この条において「機構」という。)に行わせるものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務につ

( 削る。 )

( 削る。 )



いて、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。

5 財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金その他この法律の規定による徴収金を納付する義務を負う者（次項において「納付義務者」という。）の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

8 厚生労働大臣は、第三項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるものに係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）を機構に行わせるものとする。

(児童手当に係る寄附)

第二十条 受給資格者が、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、当該受給資格者に児童手当を支給する市町村に対し、当該児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けべき児童手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わつて受けることができる。

2 (略)

(児童手当に係る寄附)

第二十条 受給資格者が、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、当該受給資格者に児童手当を支給する市町村に対し、当該児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けべき児童手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わつて受けることができる。

2 (略)

(児童手当に係る寄附)

第二十一条の二 受給資格者が、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、当該受給資格者に児童手当を支給する市町村に対し、当該児童手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けべき児童手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わつて受けることができる。

2 (略)

9 政府は、拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てに関する事務を、当該拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。

10 第一項から第八項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収並びに前項の規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第二十一条 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴つて必要な内閣府令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用その他これに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（次項において「中学校修了前の児童」という。）に關し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第二十一条 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴つて必要な内閣府令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用その他これに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（次項において「中学校修了前の児童」という。）に關し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第二十一条の三 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴つて必要な厚生労働省令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。次条において「保育料」という。）その他これに類するものとして厚生労働省令で定める費用のうち当該受給資格者に係る十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（次項において「中学校修了前の児童」という。）に關し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部

学校給食費、児童福祉法第五十六条第十一項各号又は第十二項各号に定める費用その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に關し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3 (略)

第二十二條 市町村長は、児童福祉法第五十六条第三項の規定により費用を徴収する場合又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の場合により処分することができる費用を徴収する場合において、第七条（第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた受給資格者が同法第五十六条第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又

学校給食費、児童福祉法第五十六条第十一項各号又は第十二項各号に定める費用その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に關し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3 (略)

第二十二條 市町村長は、児童福祉法第五十六条第三項の規定により費用を徴収する場合又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を徴収する場合において、第七条（第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた受給資格者が同法第五十六条第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又

を、学校給食費、就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第四項に規定する保育料その他これらに類するものとして厚生労働省令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に關し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3 (略)

第二十二條の四 市町村長は、児童福祉法第五十六条第三項の規定により保育料を徴収する場合において、第七条（第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者に児童手当の支払をする際に保育料を徴収することができる。

は保護者に児童手当の支払をする際に保育料  
(同条第三項の規定により徴収する費用又は  
同条第十一項若しくは第十二項の規定により  
地方税の滞納処分<sup>の例により処分</sup>することが  
できる費用をいう。次項において同じ。)を  
徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定による徴収(以下  
この項において「特別徴収」という。)の方  
法によつて保育料を徴収しようとするときは  
、特別徴収の対象となる者(以下この項にお  
いて「特別徴収対象者」という。)に係る保  
育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、  
当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法に  
よつて徴収すべき保育料の額その他内閣府令  
で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者  
に通知しなければならない。

(施設等受給資格者が国又は地方公共団体  
ある場合の児童手当の取扱い)

第二十二條の二 市町村長は、施設等受給資格  
者が国又は地方公共団体である場合において  
は、内閣府令で定めるところにより、当該施  
設等受給資格者に委託され、又は当該施設等  
受給資格者に係る障害児入所施設等に入所し  
ている中学校修了前の施設入所等児童に対し  
児童手当を支払うこととする。この場合にお

は保護者に児童手当の支払をする際に保育料  
(同条第三項の規定により徴収する費用又は  
同条第十一項若しくは第十二項の規定により  
地方税の滞納処分<sup>の例により処分</sup>することが  
できる費用をいう。次項において同じ。)を  
徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定による徴収(以下  
この項において「特別徴収」という。)の方  
法によつて保育料を徴収しようとするときは  
、特別徴収の対象となる者(以下この項にお  
いて「特別徴収対象者」という。)に係る保  
育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、  
当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法に  
よつて徴収すべき保育料の額その他内閣府令  
で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者  
に通知しなければならない。

(施設等受給資格者が国又は地方公共団体で  
ある場合の児童手当の取扱い)

第二十二條の二 市町村長は、施設等受給資格  
者が国又は地方公共団体である場合において  
は、内閣府令で定めるところにより、当該施  
設等受給資格者に委託され、又は当該施設等  
受給資格者に係る障害児入所施設等に入所し  
ている中学校修了前の施設入所等児童に対し  
児童手当を支払うこととする。この場合にお

2 市町村長は、前項の規定による徴収(以下  
この項において「特別徴収」という。)の方  
法によつて保育料を徴収しようとするときは  
、特別徴収の対象となる者(以下この項にお  
いて「特別徴収対象者」という。)に係る保  
育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、  
当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法に  
よつて徴収すべき保育料の額その他厚生労働  
省令で定める事項を、あらかじめ特別徴収対  
象者に通知しなければならない。

(施設等受給資格者が国又は地方公共団体で  
ある場合の児童手当の取扱い)

第二十二條の五 市町村長は、施設等受給資格  
者が国又は地方公共団体である場合において  
は、厚生労働省令で定めるところにより、当  
該施設等受給資格者に委託され、又は当該施  
設等受給資格者に係る障害児入所施設等に入  
所している中学校修了前の施設入所等児童に  
対し児童手当を支払うこととする。この場合

いて、当該施設等受給資格者は、内閣府令で定めるところにより、当該中学校修了前の施設入所等児童が児童手当として支払を受けた現金を保管することができる。

2 (略)

(時効)

第二十三条 児童手当の支給を受ける権利及び第十四条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

3 第十四条第一項の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(削る。)

いて、当該施設等受給資格者は、内閣府令で定めるところにより、当該中学校修了前の施設入所等児童が児童手当として支払を受けた現金を保管することができる。

2 (略)

(時効)

第二十三条 児童手当の支給を受ける権利及び第十四条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

3 第十四条第一項の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(削る。)

において、当該施設等受給資格者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中学校修了前の施設入所等児童が児童手当として支払を受けた現金を保管することができる。

2 (略)

(時効)

第二十三条 児童手当の支給を受ける権利及び抛出金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

3 抛出金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(審査請求)

第二十四条の二 第二十二條第二項から第七項までの規定による抛出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する処分（厚生労働大臣による処分を除く。）に不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十五条 児童手当の支給に関する処分又は第十四条第一項の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第十七条第一項の規定によつて読み替えられる

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十五条 児童手当の支給に関する処分又は第十四条第一項の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第十七条第一項の規定によつて読み替えられる

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十五条 児童手当の支給に関する処分又は拠出金その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者(個人である場合に限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者(個人である場合に限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

3 児童手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第十七条第一項の規定によつて読み替えら

第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）  
に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

(報告等)

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者は、内閣府令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、内閣総理大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

(削る。)

第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）  
に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

(報告等)

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者は、内閣府令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、内閣総理大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

(削る。)

れる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）  
に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

(報告等)

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、厚生労働大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

(児童育成事業)

第二十九条の二 政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおいて、児童育成事業（育児に関し必要な援助を行い、又は児童の健康を増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行う者に対し、助成及び援助を行う事業その他の事業であつて、第一条の目的の達成に資するものをいう。）を行うことができる。



(削る。)

(事務の区分)

第二十九条の二 この法律(第二十条から第二十二条の二まで及び第二十九条を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十七条第一項の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)

( ) は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(実施命令)

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

附則

(特例給付)

第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該

(削る。)

(事務の区分)

第二十九条の二 この法律(第二十条から第二十二条の二まで及び第二十九条を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十七条第一項の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)

( ) は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(実施命令)

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

附則

(特例給付)

第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該

2 全国的な事業主の団体は、前項に規定する児童育成事業の内容に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の区分)

第二十九条の三 この法律(第二十二条の二から第二十二条の五まで及び第二十九条を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十七条第一項の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)

( ) は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(実施命令)

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

附則

(特例給付)

第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該

当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 (略)

3 第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第八条から第十一条まで、第十二条第一項、第十三条から第二十二條まで（第十八条第一項、第二項及び第六項を除く。）、第二十三条から第二十九條まで（第二十六條第二項を除く。）並びに第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修

当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 (略)

3 第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第八条から第十一条まで、第十二条第一項、第十三条から第二十二條まで（第十八条第一項、第二項及び第六項を除く。）、第二十三条から第二十九條まで（第二十六條第二項を除く。）並びに第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修

当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 (略)

3 第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第八条から第十一条まで、第十二条第一項、第十三条から第十九條まで（第十八条第一項、第二項及び第六項を除く。）、第二十二條第一項、第二十二條の二から第二十二條の四まで、第二十三條から第二十九條まで（第二十四條の二及び第二十六條第二項を除く。）並びに第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）については

了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。 ) についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者が施設等受給資格者である被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。 ) についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第二十一条第三項において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第一条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者(被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。 ) の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 (略)

5 第一項の給付に係る第二十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「第二十九条」とあるのは「第二十九条(これらの規定を附則第二条第三項において準用する場合を含む。 ) 」と、「第十七条第一項」とあるの

了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。 ) についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用(当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。 ) についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第二十一条第三項において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第一条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者(被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。 ) の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 (略)

5 第一項の給付に係る第二十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「第二十九条」とあるのは「第二十九条(これらの規定を附則第二条第三項において準用する場合を含む。 ) 」と、「第十七条第一項」とあるの

その四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用(三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。 ) についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用(当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。 ) についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第一条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者(被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。 ) の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 (略)

5 第一項の給付に係る第二十九条の三の規定の適用については、同条中「第二十一条の五」とあるのは「第二十一条の四」と、「第二十九条」とあるのは「第二十九条(これらの規定を附則第二条第三項において準用する場合を含む。 ) 」と、「第十七条第一項」とあ

6・7 (略)  
は「第十七条第一項（附則第一条第三項において準用する場合を含む。）」とする。

6・7 (略)  
は「第十七条第一項（附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」とする。

6・7 (略)  
るのは「第十七条第一項（附則第一条第三項において準用する場合を含む。）」とする。